

再 意 見 書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長様

郵便番号 150-8512

住所 東京都渋谷区桜丘町 26-1

会社名 GMO ホスティング&セキュリティ株式会社

Tel.

Fax.

代表者名 青山 満

連絡先

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、
別紙のとおり再意見を提出します。

要旨

トンネル方式をまず先行して導入し、その後種々の課題、問題を解決した上で、ネイティブ方式やその他の方式を検討すべきと考えます。

私どもの立場としては、いかにインターネットが日本社会に普及するかが重要な点であり、その上で末端の入り口であるISP事業が健全な状態で維持されることを望みます。

一社独占、あるいはそれに近い一部の数社によって選択肢が収斂してしまうことは、健全な市場形成の妨げとなることが懸念されます。その結果インターネットの普及が鈍化し、インターネット自体が社会において特殊な存在になることで、我々の事業も衰退していくものと危惧しております。

総論

ホスティング事業者としては、インターネットが自然に普及し、社会の中で一般的なインフラとして自然な形で成立することを望んでおり、世界標準と異なる形態や、一部の巨大な企業による独占といった不自然な普及を望んではいません。

全体として、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会の意見に賛同します。

各論

・トンネル方式について

そもそもマルチプレフィクス問題はNTTによる問題であって、その解決のためのコストを他に直接転嫁しよう、という議論自体が不毛であると考えます。短期的には問題の原因部分であるNTTが負担すべきと考えます。

その上で、インターネット関連の事業全体に影響、問題の少ないトンネル方式を実現することが望ましいと考えます。

・ネイティブ方式について

一見自然な方式に見えますが、従来のISPとの関係性を大きく変えることや、iDCやホスティングを含めた他の事業分野でも競争力が強すぎる懸念があるこの方式は、事業領域の制限などの認可側で十分な保護措置が行われなければ、市場が崩壊しかねないリスクをはらんでいると考えております。

また、世界標準の動きとは異なる方式で設計されていることも、将来への禍根になる恐れがあります。

結論

トンネル方式を先行して導入し、トンネル方式を先行して導入し、アダプタなどのコストはそもそもの問題の原因であるNTT東西が負担すべきものです。ネイティブ方式のあり方については再考の上、接続事業者が特定少数にならないように、開かれた方式であるよう設計され、推進される必要があります。

各社から提出された意見につきまして

ネイティブ方式における IPv4 サービスへの懸念についてKDDI株式会社の意見に賛同します。特に以下の部分について賛同します。

今回の接続約款の変更認可申請(案)において、「ネイティブ方式」という用語は、「IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式」という広義に解釈可能な定義がなされています。

「ネイティブ方式」という用語が広義に解釈可能であることにより、活用業務「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(以下「NTT東・西間IPv6通信活用業務」といいます。)」※のように、接続約款の規定内容を拡大解釈した新たなNTT東・西のサービスが開始されてしまうおそれがあると考えます。

例えば、NTT東・西が一部事業者とネイティブ方式でのIPv4インターネット接続について協議を進め、協議がまとまり次第接続約款を変更する等の場合に、NTT東・西間IPv6通信活用業務のように、接続約款の変更が軽微な変更として処理され、パブリックコメントを経ずに、ネイティブ方式でのIPv4インターネット接続という新たな接続方式でサービスが開始されてしまう可能性があります。

従って、ネイティブ方式については今回、IPv6に限定した解釈しかできないように定義し直すべきです。

また、マルチプレフィックス問題の解決について有限会社ナインレイヤーズの意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

NGNのIPv6化で問題になったのがマルチプレフィックス問題であり、これはIETFの標準化プロセスにて解決されるのが適当であると考えます。

以上